

# 小沢元代表、高裁で審理へ



発行所  
山形新聞社  
山形市旅籠町2-5-12  
電話 代表023(622)5271  
Copyright (c) 2012  
Yamagata Shimbun

2012年  
5月9日  
〈水曜日〉

電子  
速報版

購読申し込み  
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた  
ニュースオンライン

yamagata-np.jp

Mbi | eやましん

yamagata-np.jp/  
mobile/



詳しくは山形新聞を  
ご覧ください。

## 陸山会事件

# 指定弁護士が控訴決定

## 強制起訴、一審は無罪

資金管理団体「陸山会」の収支報告書虚偽記入事件で、民主党元代表小沢一郎被告(69)を政治資金規正法違反罪で強制起訴した検察官役の指定弁護士3人は9日、無罪とした東京地裁判決を不服として東京高裁に控訴することを決めた。控訴期限は10日。

地裁判決には事実誤認があるとして、無罪の判断を覆すことが可能だ。能と判断したもよう。裁判は高裁に舞台を



民主党の小沢一郎元代表

移して続くことになった。控訴審で元代表に出廷義務はないが、「復権」には制約になりそうだ。

4月26日の判決は、元秘書による収支報告書の虚偽記入を認定。記載内容に関し「報告、了承」があったと認められたが、元代表は「記載を違法だと認識していなかった可能性がある」として共謀を否定した。

指定弁護士の主任格だった大室俊三弁護士(62)は判決後「検察審査会が求めたものは達成できたという思いもある」と話す一方、「弁護側が主張していないような可能性を挙げて無罪とした論理はおかしい」と指摘。

3人は、判決の論理に矛盾がないかなどの点を慎重に検討、元代表に被告の立場を維持させる負担も考慮して、控訴の是非を議論していた。

公判では(1)起訴議決の有効性(2)虚偽記入の有無(3)共謀の有

無に争点が絞られ、「違法性の認識」はほとんど触れられていなかった。

陸山会事件 2004年10月に陸山

会が取得した秘書寮用地の購入費をめぐり一連の収支報告書に虚偽記入があったとして、東京地検特捜部は10年1月、石川知裕衆院議員ら小沢一郎民主党元代表の元秘書3人を逮捕、後に政治資金規正法違反罪で起訴した(一審有罪、控訴)。

元代表は不起訴となったが、検察審査会は元秘書と共謀があったと判断。2度の議決を経て、検察官役の指定弁護士が昨年1月に強制起訴した。東京地裁は先月26日、無罪(求刑禁錮3年)判決を言い渡した。